

◎ 高額医療・介護合算制度の申請 ◎

※ あなたの医療保険を確認してください ※

後期高齢者医療保険の方

国民健康保険の方

健康保険の方
(左記以外：協会けんぽ等)

該当する方へ宮城県後期高齢者医療広域連合
または市役所から勧奨通知を郵送します

支給申請書兼自己負担額証明書
交付申請書を市役所へ提出
(申請窓口：長寿課、健康推進課)

勧奨通知に同封されている申請書へ記入し提出
(申請窓口：健康推進課)

市役所から自己負担額証明書を
交付します(郵送)

市役所から交付された自己負担額
証明書を添付して、健康保険の
担当の方へ支給申請をします。

医療保険で支給額の計算をします

医療保険から、介護保険へ算出した額を通知します

医療保険と介護保険の両方から、みなさんに支給される額が通知され、支給されます

※高額医療・高額介護合算制度において以下の負担は対象となりませんのでご注意ください※

- 福祉用具購入費、または住宅改修費の1割負担分
- 施設サービス等での食費・居住費(滞在費)、その他日常生活費
- 入院時の食事代や差額ベッド代
- 要介護状態区分別の支給限度額を超えてサービスを利用したときの利用者負担

問い合わせ

健康推進課 0224-22-1362
長寿課 0224-22-1361